

障がいのある学生への支援

SUBARU 健康保険組合太田高等看護学院は、本校の学生に対し、障がいの有無を問わず、平等に教育を受ける権利を保障します。

- ・ 障がいのある学生支援に関するガイドライン（word） 文書① *参照

「合理的配慮」とは

何らかの障がいや疾患等の理由によって、修学上の活動への参加の困難がある学生に対して、本校が過重な負担にならない程度において、必要かつ適当な環境の変更・調整を行い他の学生と同じように教育を受ける権利や機会が保障されるものです。

本校における合理的配慮は「障害者基本法（昭和45年法律第84号）並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」、その他の法律に規定されている「合理的配慮」として実施されます。

文部科学省 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告より

合理的配慮を希望する方

修学上の配慮を受けたいという学生は、本人からの申請と、障がいや疾患等に関する客観的な根拠(例:診断書)の提出が必要です。また、この支援は、学生本人と本校の双方が合意形成を行った上で実施します。優遇措置ではなく、他の学生と同じように教育を受ける権利や機会を保障するために環境や設定を変更・調整する制度であり、単位認定を保障するものではありません。

配慮をご希望の場合は、以下の流れをご覧ください、ご相談ください。

1. まずは電話またはメールにて、ご相談内容をお伝えください。
2. 修学上の支援や配慮を希望される場合は、その内容や方法について一緒に考えます。
3. 修学上の支援や配慮が開始された後も、状況確認と再調整を適宜行います。
4. 学期や年度を超えて継続的な支援が必要な場合、または支援内容の変更を希望される場合には改めて一緒に考えます。

TEL 0276-55-2450

E-mail: mail@ota-kango.ac.jp(代表)

SUBARU 健康保険組合

太田高等看護学院

学院長 有野浩司

2024/06/01 作成